

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第二十八項に規定する証券金融会社</u></p> <p>二十一 三十五 (略)</p> <p>三十六 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）</u></p> <p>三十七 同法第一条第四項に規定する口座管理機関（前各号に掲げる者及び郵政事業庁長官を除く。）</p> <p>三十八・三十九 (略)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定は、日本銀行については、適用しない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第二十五項に規定する証券金融会社</u></p> <p>二十一 三十五 (略)</p> <p>三十六 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二条第三項に規定する振替機関</u></p> <p>(新設)</p> <p>三十七・三十八 (略)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

(主管行政庁等)

第十四条 この法律における行政庁は、次に掲げる金融機関等の区分に応じ、当該金融機関等に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める行政庁とする。

一～十 (略)

十一 第二条第三十四号から第三十七号までに掲げる金融機関等

次号に掲げるものを除く。)

十二 第二条第三十六号及び第三十七号に掲げる金融機関等のうち

国債を取り扱うもの 内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣

十三 第二条第三十八号に掲げる金融機関等 財務大臣

2  
8 (略)

(主管行政庁等)

第十四条 この法律における行政庁は、次に掲げる金融機関等の区分に応じ、当該金融機関等に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める行政庁とする。

一～十 (略)

十一 第二条第三十四号から第三十六号までに掲げる金融機関等

内閣総理大臣及び法務大臣

(新設)

十二 第二条第三十七号に掲げる金融機関等 財務大臣

2  
8 (略)